

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第4回）

日 時 平成28年3月18日（金） 10:00～12:00

場 所 中央合同庁舎第2号館 共用会議室1

1. 開 会
2. 官庁営繕部長挨拶
3. 出席者紹介
4. 座長の選任
5. 議 事
 - 1) 官庁営繕の木材利用促進関係施策
 - 2) 今後の官庁営繕における木材関係施策
 - 3) 木材利用の促進に関する意見交換
 - 4) その他
6. 平成28年度以降の懇談会について
7. 閉 会

（配布資料）

- 資料1-1 木材利用促進法に基づく国土交通省計画の改定
- 資料1-2 「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」の策定
- 資料1-3 「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」フォローアップ
- 資料1-4 木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討
- 資料1-5 平成27年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」
- 資料1-6 公共建築木造工事標準仕様書等 平成28年版の改定概要
- 資料1-7 平成26年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ（概要版）
- 資料2 今後の官庁営繕における木材関係施策（企画素案）

（出席者）

- 委員 大橋委員（座長）、河合委員、坂本委員、杉本委員、長谷見委員、林委員
- 事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）
官庁営繕部長、大臣官房審議官、管理課長、計画課長、整備課長、設備・環境課長、保全指導室長、木材利用推進室長

- 委員
- △事務局

1. 開 会

2. 官庁営繕部長挨拶

3. 出席者紹介

4. 座長の選任

- ・懇談会設置規約の第3条第2項に基づき、大橋委員を座長に選出。

5. 議 事

1) 官庁営繕の木材利用促進関係施策

- ・事務局より、資料1-1から資料1-7を説明。

(資料1-1「木材利用促進法に基づく国土交通省計画の改定」について)

- 木材利用促進法の基本方針において、木造で整備する対象施設から、耐火建築物等とすべき施設及び災害応急対策活動施設などの施設が除かれている。耐火構造の技術が発達してきている状況も考えれば、国交省計画ではこの部分を見直してもよいのではないか。
- △ 基本方針では、木材の耐火性等に関する技術開発等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めることになっている。このため、平成28年度からの国交省の5か年計画においては、この旨の記載を追記することとしている。

(資料1-2「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」の策定)

- 木造は、条件によってはRCに比べて低コストとなる。この認識を担当者が持つことで、木造化は進むと思われる。
- △ 木造で整備する場合の予算要求がしにくいということがないように、官庁営繕としても、新営予算単価に木造の要求単価を用意している。
- 木材は、銘木クラスのものと同材の価格は全く異なる。用途に応じて使い分けることで、もう少し低コストな木造化が図れるのではないか。
- 木材は基本的に火事に強い材料ではないため、どのように安全にするかということが大事であるにも関わらず、広く認識されていないようだ。いろいろな方面から情報発信をしていくべきである。
- 大学等での人材育成も大切。例えば、建築士受験資格の認定条件に木造の科目の単位を加えるなどの工夫を行うことで、自ずと木造に接する機会が増えるのではないか。

(資料1-3「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」フォローアップ)

ブ)

- メンブレン型は、性能・構造・耐火的には問題ないが、耐久性の面では問題があるため、使用にあたってはしっかりと検討すべき。
- 今後、大規模の木造建築物が増えてくると、火事等のあとの部材のとりかえ等についてもマニュアルのようなものが必要になってくるのではないか。

(資料 1-4 木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討)

- △ 木造化、木質化はメンテナンスに手がかかる面もあり敬遠される場合があるようだ。維持管理や保全に関する情報を収集しとりまとめ、その結果を周知等していくことで、障壁は低くなっていくのではないかと考えている。

(資料 1-5 平成 27 年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」)

- 他省庁などからの受講が進むよう、引き続き努力をお願いしたい。
- △ 今年度のレビューの結果も見ながら、適切に対応していきたい。

(資料 1-6 公共建築木造工事標準仕様書等 平成 28 年版の改定概要)

(資料 1-7 平成 26 年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ (概要版))

- 木造化の意識は、各省庁の担当レベルにまで行き届いていない印象を受ける。是非国交省内の意識から変えていって欲しい。
- △ いろいろな場面において、木材利用推進について継続的に周知していくことが重要と考えている。
- 平成 24 年度から 26 年度までで木造化がおおよそ 3 割となっている。原則として木造化を図るという中、残りの 7 割については、どのような理由で木造化がなされなかったのか。
- △ 林野庁と国交省による検証チームにて、各省庁に個別にヒアリングを行った。木造化がなされなかった理由としては、例えば室内で水を多く使うような施設、大型のクレーンがあるなど構造的な面、コスト面、メンテナンス面で難しいというものが多かったものの、中には、木造化が可能であったと考えられるものもあった。各省庁には法律の趣旨を踏まえ、木造化・木質化を図る旨の助言等を行っている。
- 他の省庁が施設を整備する時における国交省営繕部との関係はどのようなものか。
- △ 各省庁が予算要求段階で作成する営繕計画書に対し、国交省は意見書制度に基づき意見を述べる役割がある。木造化の可能性があると考えられる場合には、各省庁及び財務省に対し、この旨の意見を述べている。
- 建築の発注にあたり、環境契約法に基づく制度を使って、木材利用の促進につなげることはできるのではないか。

- △ 新築の設計業務を発注する場合、環境配慮についての技術提案を求めることとしているが、木材利用に限った形での技術提案テーマの設定は行っていない。環境配慮については幅広く提案を求め、省エネなどの環境配慮全体の評価を行っているところ。

2) 今後の官庁営繕における木材関係施策

- ・事務局より、資料2に基づき説明。
 - CLTパネル工法については近々告示化も予定されている。それを踏まえ、木造計画・設計基準に可能な範囲で盛り込んではどうか。
 - 混構造については、平面混構造の実現にはまだ課題があるものの、立面混構造については実現性が向上してきたため、それらの解説を充実してはどうか。
 - 木造における音・振動に関して、必ずしも十分ではないがいくつかデータが集まってきている。特に公共建築物では床遮音を考慮する必要があるため、調査・検討を行ってはどうか。具体的には、木造で遮音性を確保するためのおさまりと遮音レベルとの関係について情報の整理を実施してはどうか。
 - 木造計画・設計基準は主にオフィスを対象として作成されているが、今後は小学校の体育館など、スパンの大きいものの検討が必要。
 - CLTパネル工法については、スケールメリットが期待できる多層階の建築物でなければ使いこなせないと考える。中層以上の木造に関する設計基準があるとよい。
 - 木材の標準化について、既に生産体制がある程度確立している部材でどのような用途が実現出来るかを示すことで木造の普及を促進できるのではないか。
 - CLTや大断面集成材は、つくり置きができないため、標準化が非常に難しい。CLTで日本の林業が救われるといったことが言われることもあるが、そうではなく、あくまでも1つの選択肢である。また、今までの2×4や在来工法のシェアをCLTに置き換えるのでは意味がない。CLTでは材料をつくるだけではなく、川下側の建築サイドとの連携が必要。
 - CLTに関しては、もっとローテクで使えるように技術開発を行わなければ結局普及せず、設計者にとっても採用しにくくなる。2×4のように標準化と簡易な設計モデルを作っていくことが重要。
また、CLTは（戸建）住宅ではなく、集合住宅やオフィスで使いやすくすることに意味がある。
 - 建物全体をCLTで作ることにこだわらず、他の構造と組み合わせて、部分的に使用することも検討する必要がある。
 - 木造計画・設計基準を今後改定するならば、JAS材を使用しなくてよいと拡大解釈されがちな「特定の製材を用いる必要がある場合」の表現について整理する必要がある。また、昨年5月に策定された「木造事務庁舎の合理的な設計の留意事項」について、現在では当時の検討時点より大き

な建物を木造で建てられると考えられるため、それに向けた資料を追加できるとよい。

- 木造庁舎の保全については、構造材と仕上材でメンテナンスを行うタイムスパンが異なるため、時系列で考える必要がある。
- 海からの塩害については、屋根がかかっている木材にはメンテナンスが必要なかった実例がある。屋根をかけることは大変重要。
- 木造庁舎の保全については、木材利用促進法の施行以降に建てられた建物が、その後の維持管理でどのような状態になっているかをレビューする時期が来ている。

以上